主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は末尾に添えた書面記載のとおりであつて、これに対し、次のとおり判断する。

昭和二十六年十二月二十日最高裁判所規則第十五号(刑事訴訟規則の一部を改正 する規則)に、刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)の一部を 次のように改正する。—中略—第四十四条を次のように改める—中略—この規則は 昭和二十七年二月一日から施行する―後略―とあつて、その改正前の同条とその改正後の同条とを比較対照して見ると、改正前の同条には公判調書には、次に掲げる 事項その他一切の訴訟手続を記載しなければならない。とあつて、その次に第一号 乃至第十七号として、公判調書に記載すべき各事項が列挙されているのであるか ら、改正前の同条によれば、右列挙の各事項は勿論いやしくも公判廷において為さ れた訴訟手続は一切これを公判調書に記載しなければならなかつたのである。しか るに、改正後の同条はその第一項において、公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならないとあつて、次に第一号乃至第三十一号として公判調書に記載すべき必要事項が列挙されており、同条第二項において、前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判期日における訴訟手続中裁判長が訴訟関係人の請求により又は 職権で記載を命じた事項は、これを公判調書に記載しなければならない。と定め、 もつて、前記列挙事項以外の事項は右のごとく裁判長がこれを公判調書に記載すべ き旨を命じたときに限り、該事項の記載を為せば足ることを規定しているのである。ところで、記録に徴すると、昭和二十七年四月一日附原審第一回公判調書には、検察官は別紙証拠関係目録記載のとおり証拠調を請求し、裁判官は同目録記載 のとおり証拠決定を宣した旨の記載があるから、右記載のみによれば、原審は何等 被告人又は弁護人の意見を聴かないで右の決定を為したかの感があるけれども、前 記改正後の現行刑事訴訟規則第四十四条は刑事訴訟法第三百二十六条所定の同意が あつたこと及び取り調べた証拠の標目及びその取調べの順序を記載すべきことを定 めているほか、裁判所が同規則第百九十条第二項所定の意見を聴いたことや証拠調 の方法を公判調書に記載すべきことを命じていないのみならず記録に徴しても原審裁判官においてこのことを公判調書に記載すべき旨を命じた形跡はない。してみれば改正後の現行刑事訴訟規則が施行された日以後である所論昭和二十七年四月一日 の原審第一回公判期日における訴訟手続について作成された公判調書が右改正後の 刑事訴訟規則に準拠しているのは、もとより当然であるから同公判調書に裁判所が 同規則第百九十条第二項所定の意見を聴いたことの記載がないからといつて、これ をもつて、右公判期日において、かかる手続が履践されなかつたものと断定することはできない。しかのみならず〈要旨〉もし、公判期日において、右手続が履践されないで尓後の訴訟手続が進められたとすれば、検察官、被告人又〈/要旨〉は弁護人はこれに対し、刑事訴訟法第三百九条第二項所定の異議を申し立てることができるのである。 であり、前記改正後の刑事訴訟規則第四十四条はその第一項第十三号において、刑 事訴訟法第三百九条の異議の申立及びその理由を公判調書に記載すべきことを明記 しているのにもかかわらず、該調書を見ても公判手続終結に至るまでに右異議の申立があつた旨の記載は何等これを発見することができない。記録を精査しても、かかる異議の申立が為された形跡はないのである。そして、かかる事実と右公判調書末尾に添附してある証拠目録の記載とを綜合すると、検察官は原審第一回公判期日において、用一及召開、の名書記書もるの記憶調を禁むし、共和記はこれ等書記令 において、甲一乃至甲八の各書証計九通の証拠調を請求し、裁判所はこれ等書証全 部の証拠調をすること及びこれ等を証拠とするについて被告人又は弁護人の意見を 求めたところ、被告人又は弁護人は右証拠調には異議がなく、これ等書証全部を証 拠とすることに同意し、裁判所は右書証全部の証拠調を為すことを決定し、甲一乃 至甲八の順序に従つて右書証九通全部の証拠調を施行し、ついで、弁護人は遠藤勝 を証人として取り調べられたい旨を請求し、裁判所は検察官に対し、同人を証人 として取調べることについての意見を求め、検察官はこれが証拠調には異議がない旨を述べ、裁判所は引き続き同人を証人として取調べた後、所定の手続を経て審理を終結した上、判決言渡期日を指定告知したことを窺い知ることができる。され ば、原審の訴訟手続にはこの点に関し、何等違法の廉はないものと推認することを 得べく、従つて原判決には所論の違法はない。論旨は理由がない。

右の次第であるから、刑事訴訟法第三百九十六条、第三百七十九条に則り、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 下村三郎 判事 高野重秋 判事 真野英一)